

三 監 第 5 1 号  
令 和 5 年 2 月 3 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様  
三 島 市 議 会 議 長 川 原 章 寛 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 大 房 正 治

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度定期監査（第3号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

#### 記

#### 1 監査の対象

環境市民部 環境政策課、廃棄物対策課、市民課、地域協働・安全課

#### 2 監査の期間

令和4年11月29日から令和4年12月13日まで

#### 3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

なお、委託料の支出事務を各課の主眼項目とした。

## 4 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年10月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

## 5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

### (1) 共通事項

【指摘事項】

【意見・要望】

令和4年度定期監査全日程終了後に、別途報告する。

### (2) 個別事項

#### ア 環境政策課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 未来を担う子ども達の環境教育については、自らが気付くことが出来るような体験型プログラムを取り入れた活動を推進することにより、子ども達の環境に対する理解をより深められたい。

#### イ 廃棄物対策課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 一般廃棄物収集運搬業務並びにペット容器配布・回収及び収集運搬業務委託に係る契約については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、確実な業務の遂行が可能な事業者であることが求められていることを理由とし、特定の一者との随意契約を行っている。同法の基準が必ずしも随意契約を推奨しているものとも考えられず、市場の競争性が反映されない点や、事業者のコスト低減やスキルの向上が見込めない点を勘案し、他市の同種の委託事業においての入札事例を参考にす等、契約方法について再度検討されたい。

また、やむを得ず随意契約とする場合は、事業者から提出された見積りの妥当性についての検証をされたい。

ウ 市民課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① マイナンバーカードの交付事務については、今後も新規申請者の増加が予想され、あわせて期限が到来するカードの更新事務も加わることから、事務量の増加が見込まれる。円滑な交付事務が行われるよう職員を適正に配置し体制の強化を図られたい。

エ 地域協働・安全課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 三島市自治会連合会補助金の繰越金については、引き続き三島市自治会連合会との協議により繰越金の内容、使途等を精査し、補助金の適正化に努められたい。